

育児・介護在宅勤務制度導入行動計画

・テレワーク勤務制度導入について

2019年5月23日

会社名：下関三井化学株式会社

氏 名：経営企画部総務・人事グループ 下牧瀬 健一

1. 目的

当社における働き方改革の一環として、テレワーク勤務制度を導入することにより、仕事と家庭の両立支援、多様な働き方の活用、非常時の事業継続等を通じて就業機会を拡大し、以って会社の生産性向上、社員の就労意欲向上に資することを目指すため、次のように行動計画を策定する。

2. 計画期間

2019年5月23日～2020年3月31日

3. 制度の内容

別紙の通り

4. 制度適用開始日

2020年4月1日導入目標

「テレワーク勤務制度」

社外での情報通信機器を用いた勤務をいう。

- ① テレワーク勤務制が適用される社員（以下テレワーク勤務者という）は、前日までに所属長の承認を得、職場内での連絡、調整をすることにより、予め指定されている就業場所以外のところで勤務することが出来る。
- ② テレワーク勤務者は、会社の業務に専念し、予め所属長が指定した業務に就いて誠実に遂行しなければならない。

「適用対象者」

- ① 常に事業場内での勤務が必要な業務に従事していない者
- ② テレワーク勤務時の業務遂行、時間管理および情報セキュリティ管理を本人の自主管理に任せることが出来ると会社が判断した者

「勤務日数」

テレワーク勤務を行うことが出来る日数は、週に2日、月に8日までとする。
ただし、次のいずれかに該当し、かつ所属長が承認した場合、月8日を限度として、週に2日を超えて行うことが出来る。

- ① 小学生以下の子を養育している者
- ② 配偶者、父母、子、祖父母、配偶者の父母・祖父母、兄弟姉妹・孫・配偶者の兄弟姉妹の介護をしている者
- ③ 交通遮断、交通機関の遅延、天災地変等により、出社することが困難である者

- ① 伝染病の疾病に罹患し、地震の体調は回復したが、感染拡大防止のため出社することが出来ない者
- ② 私傷病、怪我により通勤することが困難である者
- ③ その他上記に準ずると認められるとき

※上記以外の取扱い細則については、今後検討し詰めていくこととする。

「計画期間中の対策」

2019年5月～ 労働組合への説明

2019年7月～ ライン長研修で制度のガイドラインを説明する。

2019年9月～ 取得対象者希望者を対象とした制度の説明会開催

2019年10月～ 懸念される問題点の抽出

2019年12月～ 取扱い細則の決定

2020年1月～ 管理職研修にて制度導入の教育並びに取り扱い説明

以上